株式分割に関する基準日設定公告

平成 29 年 11 月 11 日

株主各位

新潟県三条市中野原 456 番地 株式会社スノーピーク 代表取締役社長 山井 太

当社は、平成29年11月9日開催の取締役会において、平成29年12月1日付をもって当社普通株式1株を2株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を平成29年11月 30日と定めましたので公告いたします。

また、上記株式分割に伴い、当社の発行可能株式総数については、会社法第184条第2項の規定に基づき、平成29年12月1日付をもって、当社定款第6条を変更し、28,160,000株から56,320,000株とすることをあわせて決議いたしましたのでお知らせします。

以上

お知らせ及びご注意

- 1. 株式の分割後のご所有株式に関する案内は平成29年12月下旬にお届け先住所に発送する予定です。
- 2. 平成 29 年 12 月 1 日 (金曜日) 付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
- 3. 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等で手続きをお願いいたします。なお、特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。

特別口座管理機関 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 0120-782-031 (フリーダイヤル)